佐賀県佐賀市富士町大字小副川
字廻森　二七一七番三　一号
二七一六番　二号
二七一二番　三号から五号まで
二七〇八番　六号及び七号
二七二七番　八号
二七四一番二　九号から十二号まで
二七四八番一　十三号
二七四九番　十四号から十六号まで
二七二三番地先道路敷　十七号
二七二一番　十八号
二七一六番地先道路敷　十九号
二七一八番二　二十号
二七一八番三地先水路敷　二十一号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
永石川第一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県嬉野市塩田町大字谷所
字永石　甲二八六八番　一号
甲五二三〇番　二号
甲五二三五番　三号
甲五二三四番　四号
甲二九一二番　七号
甲二九一〇番　八号
甲二九〇八番二　九号
甲二八七三番　十号
甲二八七四番　十一号及び十二号
佐賀県鹿島市大字三河内
字山中　甲三二七八番　五号
甲三二七七番　六号

○国土交通省告示第七百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
深港川二
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県垂水市二川
字平畠　九一三番　一号
八九二番　二号
八八〇番　三号
九〇四番　四号
八四七番　五号及び六号
字楠原　二四二七番　七号
二四二八番　八号
二四三五番　九号
二四四一番　十号
二四四四番　十一号
字武府　二四四五番一　十二号
二四八〇番　十三号
字猪窪　八二六番　十四号
字山下　八二四番　十五号
八一七番　十六号
八〇五番二　十七号

○国土交通省告示第七百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
向湯田谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県日置市東市来町湯田
字下木場　三七八〇番一　一号
字安徳　三九一二番一　二号
三九一三番　三号及び四号
三九一一四番　五号
三九二三番　六号
三九二六番　七号
三九二七番　八号から十号まで
三九二八番　十一号から十五号まで
三九二九番一　十六号及び十七号
三九三三番　十八号
三九三四番　十九号
三九三五番　二十号から二十二号まで
三九三六番一　二十三号
三七七九番三　二十四号及び二十五号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
川西
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県姶良郡湧水町川西
字城ヶ尾　一三四八番三　一号
地先道路敷　一三四七番八　二号及び二十二号
地先道路敷　一三四六番　三号及び二十号
一三四七番八　二十一号
字西海子　三〇一五番八一　四号
地先河川敷　三〇四八番二　五号から八号まで
字目倉　三〇四八番一　九号、十八号及び十九号
三〇四六番二　十号、十一号及び十三号
三〇四六番二二　十二号
三〇四五番　十四号
三〇四七番　十五号から十七号まで
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三本松川一(二)
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県霧島市福山町福山
字加治屋坂　九二四番一〇　一号及び二号
九二四番一四　三号
字松原坂　四七四番二〇　四号
四七四番六　五号から七号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
第二瀬相川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十五年国土交通省告示第百六十七号で指定した同号二に掲げる土地の区域及び平成二十六年国土交通省告示第千百二十一号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県大島郡瀬戸内町瀬相
字小勝原　七五六番一　一号
七九二番　二号及び三号
八〇一番　四号
八〇四番　五号
八〇八番　六号
七九七番甲　七号
七九五番一　八号から十号まで
七五四番　十一号
七六二番四　十二号

○国土交通省告示第七百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
折尾の小川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県南九州市頴娃町上別府
字上竹原　五六八五番五　一号及び二十号
五六八五番四　二号
五六八二番四　三号
五六七二番　四号から十六号まで
五六八三番二　十七号から十九号まで
字上山　五六一三番　四号
五六〇八番　六号及び十二号
五六〇五番一　七号から九号まで
五六〇六番　十号及び十一号
字椎山　五六一六番三　五号及び十三号